

令和6年度版
産業廃棄物管理票（マニフェスト）
交付等状況報告書に関するQ&A

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項において、前年度一年間に交付した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（以下「報告書」という。）として取りまとめ、各都道府県知事等へ報告することとされています。

岩手県では、報告書の提出方法や記載方法等に関するQ&Aを次のとおり取りまとめましたので、報告書を作成する際にご参照ください。

令和6年3月
岩手県 環境生活部 資源循環推進課

～ 目 次 ～

Q 1 報告書の提出について	
・ Q 1-1 報告書の提出対象者	3
・ Q 1-2 電子マニフェストを使用している場合	3
・ Q 1-3 提出依頼等の送付	3
・ Q 1-4 様式の入手方法	3
・ Q 1-5 マニフェストの交付枚数が少ない場合	3
・ Q 1-6 罰則について	3
・ Q 1-7 報告対象期間	4
・ Q 1-8 捺印について	4
Q 2 提出部数・提出方法・提出期限について	
・ Q 2-1 提出部数	4
・ Q 2-2 提出方法	4
・ Q 2-3 提出期限	4
Q 3 提出先について	
・ Q 3-1 提出先	4
【提出先一覧】	5
Q 4 記載方法について	
・ Q 4-1 自己運搬分の報告について	6
・ Q 4-2 専ら物の報告について	6
・ Q 4-3 一次マニフェスト・二次マニフェストの報告について	6
・ Q 4-4 報告書の取りまとめ方について	6
・ Q 4-5 短期間の建設工事の場合	6
・ Q 4-6 法人の場合の報告者について	7
・ Q 4-7 複数の業種を営んでいる場合	7
・ Q 4-8 業種欄の記載方法について	7
・ Q 4-9 産業廃棄物の種類について	7
・ Q 4-10 1枚のマニフェストで複数の産業廃棄物を排出している場合	7
・ Q 4-11 排出量の単位について	8
・ Q 4-12 排出量を体積や個数で把握している場合	8
・ Q 4-13 許可番号の記載方法について	8
・ Q 4-14 運搬先の住所の記載方法について	8
・ Q 4-15 有償売却をした場合の記載方法について	8
・ Q 4-16 運搬先と処分場所が同一の場合の住所の記載方法について	8
・ Q 4-17 処分場所の住所の記載方法について	8
・ Q 4-18 中間処理業者が自ら運搬する場合の記載方法について	9
【表1】日本標準産業大・中分類一覧（令和6年4月改訂予定）	9
【表2-1】産業廃棄物の種類	10
【表2-2】特別管理産業廃棄物の種類	11
【表3】産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）	12

Q1 報告書の提出について

Q1-1 報告書を提出する対象者は誰ですか？

岩手県内で産業廃棄物を排出した“**排出事業者**”です。

令和5年度に岩手県内において産業廃棄物を排出し、紙のマニフェストを交付した事業者は「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書」を提出する必要があります。

なお、産業廃棄物の排出量やマニフェストの交付枚数にかかわらず提出が必要です。

Q1-2 電子マニフェストを導入している場合でも、報告書の提出は必要ですか？

電子マニフェストを用いた場合は、情報処理センターである公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターから各都道府県知事等に報告されるため、事業者からの**報告は不要**です。

ただし、電子マニフェストを導入した事業者であっても、紙のマニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行った場合は、交付した紙マニフェスト分について報告書を提出する必要があります。

〔参考〕電子マニフェストに関する問い合わせ先「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター」
ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/> 電話 03-5275-7113（情報処理センター）

Q1-3 提出依頼や報告書の様式は対象者に送付されますか？

本県から排出事業者の方に対して様式や依頼文書等の送付は行っていません。

Q1-4 報告書の様式はどこで入手できますか？

報告書の様式は、廃棄物処理法施行規則で様式第三号によるものと規定されています。

岩手県の公式ホームページ内に様式第三号を掲載していますので、お手数ですがダウンロードしてお使いください。インターネットが利用できない方は、管轄している出先機関（5ページ参照のこと）の担当窓口で入手いただくか、岩手県庁資源循環推進課（電話 019-629-5368）までご連絡ください。

〔参考〕岩手県公式ホームページ内

「5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（様式第三号）」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/sanpai/1072089/1072044.html>

Q1-5 前年度のマニフェストの交付枚数が1枚である等、少ない場合も報告は必要ですか？

前年度においてマニフェストを交付した事業者は、枚数や排出量に関係なく報告が必要です。

Q1-6 報告書を提出しないと罰則等がありますか？

提出いただけない場合は、勧告をする場合があります。また、勧告に従っていただけない場合には、その旨を公表する場合があります。公表後もお正当な理由によらず、勧告に係る措置をとっていただけない場合には、勧告に係る措置をとることを命ぜられる場合があります。（廃棄物処理法第12条の6）。

〔参考〕廃棄物処理法第12条の6の命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。（廃棄物処理法第27条の2第11号）

Q 1-7 いつからいつまでの期間の実績を報告すればよいですか？

令和6年度に報告いただくのは、令和5年度の実績となりますので、**令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間**に発行した紙マニフェストの内容を取りまとめて報告してください。

Q 1-8 捺印は必要ですか？

社印や代表者印の**捺印は不要**です。

Q2 提出部数・提出方法・提出期限について

Q 2-1 報告書は何部提出すればよいですか？

紙媒体で**1部**です。

なお、多くの事業者からの報告が見込まれるため、原則控えの返送等は行っておりませんので、提出前に自らの控えをとってからご提出ください。

Q 2-2 報告書はどのように提出するのですか？

郵送または持参によりご提出ください。

なお、報告内容が多く紙媒体での提出に支障がある場合においては、電子データ（CD-ROM）で、郵送または持参によりご提出ください。電子申請、電子メール及びファックスによる提出は受け付けておりませんのでご注意ください。

Q 2-3 報告書はいつまでに提出すればよいですか？

令和6年7月1日（月曜）までにご提出ください。

なお、毎年6月30日までに提出することとされていますが、令和6年6月30日が日曜で閉庁日であるため、令和6年7月1日までとするものです。

Q3 提出先

Q 3-1 報告書はどこに提出すればよいですか？

マニフェストに記載されている「事業場の所在地」を確認し、所在地となっている市町村を管轄している県の出先機関宛にご提出ください。

なお、出先機関の所在地及び連絡先は、5ページの【提出先一覧】をご参照のうえ、間違いのないようにご提出ください。

ただし、事業場の所在地が**盛岡市内の場合の提出先は盛岡市役所（盛岡市長宛）**となりますので、くれぐれもご留意願います。

〔参考〕盛岡市 環境部 廃棄物対策課

〒020-8531 盛岡市若園町 2-18 電話 019-626-3755

■盛岡市公式ホームページ内

[産業廃棄物管理票交付等状況報告 | 盛岡市公式ホームページ \(city.morioka.iwate.jp\)](https://city.morioka.iwate.jp)

【提出先一覧】

事業場所在地	提出先	郵便番号	住所	電話
盛岡市 (盛岡市長宛に提出)	盛岡市役所 環境部 廃棄物対策課	020-8531	盛岡市若園町 2-18	019-626-3755
八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町	盛岡広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	020-0023	盛岡市内丸 11-1	019-629-6563
奥州市 金ヶ崎町	県南広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	023-0053	奥州市水沢 大手町 5-5	0197-48-2422
花巻市 遠野市 北上市 西和賀町	花巻保健福祉環境センター 環境衛生課	025-0075	花巻市花城町 1-41	0198-41-5405
一関市 平泉町	一関保健福祉環境センター 環境衛生課	021-8503	一関市竹山町 7-5	0191-26-1412
釜石市 大槌町	沿岸広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	026-0043	釜石市新町 6-50	0193-27-5523
宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村	宮古保健福祉環境センター 環境衛生課	027-0072	宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
大船渡市 陸前高田市 住田町	大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課	022-8502	大船渡市猪川町 字前田 6-1	0192-22-9814
久慈市 洋野町 普代村 野田村	県北広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	028-8042	久慈市八日町 1-1	0194-66-9681
二戸市 一戸町 軽米町 九戸村	二戸保健福祉環境センター 環境衛生課	028-6103	二戸市石切所 字荷渡 6-3	0195-23-9219

Q4 記載方法について

Q4-1 自己運搬したものについて報告書に記載は必要ですか？

自己運搬・自己処分したのものについてはマニフェストの交付義務がありませんので**報告書への記載は不要**です。ただし、産業廃棄物を自己運搬後、その処分を他者に委託する場合は、処分の部分について報告書に記載する必要がありますのでご注意ください。

Q4-2 古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維など、専ら再生利用の目的となる廃棄物（専ら物）のみを扱う業者に産業廃棄物を引き渡したのものについても報告書に記載するのですか？

専ら物のみを再生目的で扱う業者（通称「専ら業者」）に処理を委託する場合は、マニフェストの交付義務がありませんので、**報告書への記載は不要**です。

なお、上記の4品目（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）以外は専ら物とみなされませんのでご注意ください。

Q4-3 中間処理業者は、中間処理後の産業廃棄物の処理を委託する際に交付する二次マニフェスト分と、付着物として混入した産業廃棄物や焼却処分後のばいじんや燃え殻など、自身が排出事業者として産業廃棄物を排出する際に交付する一次マニフェスト分のいずれについても報告書に記載しなければなりませんか？また、一次マニフェスト分と二次マニフェスト分は別々に記載しなければなりませんか？

中間処理業者が報告書を作成する場合には、二次マニフェスト分と一次マニフェスト分の両方について報告する必要があります。

なお、報告書は産業廃棄物の種類ごと、当該産業廃棄物を扱った処理業者ごとに記載するため、同種の産業廃棄物かつ同じ処理ルートの場合には、二次マニフェストと一次マニフェスト分を合算して記載しても構いません。

Q4-4 報告書の取りまとめの単位は何ですか？法人としてすべて取りまとめても構わないですか？

事業場（マニフェスト記載欄の「事業場」若しくは「排出事業場」）ごとに報告書を取りまとめることが原則となります。

なお、産業廃棄物の処理委託契約を本社等で一括して行っている場合でも、各支店及び営業所等の所在地で産業廃棄物を排出し処理業者へ引渡ししている場合は、各支店若しくは営業所単位で報告書を取りまとめる必要があります。

Q4-5 建設工事のように所在地が一定しない場合や、短期間で終了してしまうようなときは、どのように報告書を取りまとめて報告するのですか？

建設工事及び解体工事については、当該工事を管轄する支社及び営業所等の単位で報告書を取りまとめても構いませんが、岩手県に報告するものは、岩手県内（ただし盛岡市内の事業場（排出事業場）で発生したものは除く）で排出した産業廃棄物の分だけとなります。

したがって、岩手県内の支社及び営業所等が、他の都道府県の工事を管轄している場合でも、他の都道府県内で排出した分を岩手県の報告に含めないようご注意ください。

Q 4-6 法人の場合、報告者は会社の代表者（代表取締役）でなければなりませんか？

法人の場合は、氏名欄に法人名のみを記載します。（支店名や営業所名等は記載しないでください。）
ただし、報告者の氏名欄の代表者の氏名については、法人内での権限委任の要素もあることから、各法人の判断に委ねるものとします。

また、報告書の取りまとめは、上記Q 4-4 で述べたように事業場ごとになりますので、その報告単位に対して代表者とする者の氏名を記載してください。

なお、住所や電話番号についても、代表者の氏名の記載方法に準じて、該当場所のものを記載してください。

Q 4-7 複数の業種を営む事業者は、業種ごとに報告書を作成するのですか？

事業者の主要事業の業種を報告してください。

ただし、業種ごとに報告書をそれぞれ取りまとめていただいてもかまいません。

Q 4-8 業種欄には具体的な名称を記載するのですか？

「業種」欄には、9～10 ページの【表 1】日本標準産業大・中分類一覧（令和 6 年 4 月改訂）に示した日本標準産業分類の中分類の名称を記載してください。

なお、どの業種に該当するのか不明な場合は、総務省のホームページご確認ください。

〔参考〕総務省ホームページ内「日本標準産業分類」

総務省 | 統計基準等 | 日本標準産業分類（令和 5 年 6 月改定、令和 6 年 4 月 1 日施行予定）
(soumu.go.jp)

Q 4-9 産業廃棄物の種類は、どのように記載するのですか？

廃棄物処理法第 2 条第 4 項、同施行令第 2 条に規定する産業廃棄物の種類を原則として記載します。

また、廃棄物処理法第 2 条第 5 項、同施行令第 2 条の 4 に規定する特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し産業廃棄物と分けて記載してください。

産業廃棄物の種類の記載項目として現在想定しているものは、11 ページの【表 2-1】及び 12 ページの【表 2-2】に掲げるものです。【表 2-1】及び【表 2-2】の中に該当項目がなく、複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分の状態で混合しているような場合は、「その他混合廃棄物」とし、その混合物の一般的な名称を記入してください。

Q 4-10 排出段階で複数の産業廃棄物が分別されているにもかかわらず、1 枚のマニフェストで複数の産業廃棄物の種類欄にチェックして産業廃棄物を排出している場合はどのように記載するのですか？

排出段階で一体不可分の状態で混合している産業廃棄物ではなく、初めから分別されているものを排出する場合は、たとえ運搬先が同じであっても、その産業廃棄物の種類ごとに複数毎のマニフェストを交付することが必要となっていますので、改めてください。

なお、既に本問のような状態で交付したマニフェストが存在する場合は、ひとまとめの混合物とし報告書を作成してください。

ただし、複数の産業廃棄物の処理方法がそれぞれ異なる場合は、産業廃棄物の種類ごとに区分し報告書に記載してください。

Q 4-11 排出量は小数点何位まで記載するのですか？

排出量に記載する数字は、各事業者で管理している有効数字で報告していただいても構いませんが、最小値は小数第3位（1 kg まで）として報告してください。

なお、年間の排出量が 0.001 トンに満たない場合は、「<0.001」と記載してください。

Q 4-12 体積や個数などの単位で排出した場合は、どのようにトンへ換算するのですか？

産業廃棄物には様々な種類、形状、形態が考えられることから、各事業者が排出している産業廃棄物について自社で換算係数を定めている、もしくは算出できる場合は、その値を使用してそれぞれトンに換算し報告書に記載してください。

また、排出した産業廃棄物が委託先の処理業者等で計量され重量を算出できる場合は、その値を集計し報告していただいてもかまいません。

なお、特に換算係数を定めていない場合は、13 ページの【表 3】「廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）」により、産業廃棄物の排出量を計算し、トンに換算したうえで報告書を作成してください。

Q 4-13 収集運搬業者は、積込み先と積降ろし先のそれぞれの許可が必要になりますが、両方の許可番号を記載するのですか？

積込み先・積降ろし先の双方について、収集運搬業者の両方の許可番号を記載して下さい。

Q 4-14 運搬先の住所はどのように記載すればよいですか？

当該の収集運搬業者が運搬する最終目的地の住所を記載します。

同一業者が積替保管し運搬する場合も、最終的な目的地の住所を記載します。

Q 4-15 運搬経費は支払いますが、持込み先で原料等として買い取ってもらえるような場合は、どのように記載すればよいですか？

収集運搬の部分については、廃棄物処理法の適用を受けますので、マニフェストの交付も必要になるため、報告の対象となります。報告書の「処分受託者の氏名又は名称」欄に買い取り業者名や有償売却した旨を記載してください。

Q 4-16 運搬先と処分場所の住所が同じ場合にも記載しなければなりませんか？

通常であれば運搬先の住所と処分場所の住所は同一ですので、その場合は処分場所の住所を記載する必要はありません。

Q 4-17 処分場所の住所は中間処理場のことか、それとも最終処分場のことですか？

事業者から排出された産業廃棄物が最初に処分される場所の住所を記載します。

中間処理を経て最終処分される場合は、中間処分場の住所を記載します。

また、石綿含有産業廃棄物など、最終処分先へ直送する場合は最終処分場所の住所を記載します。

Q 4-18 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自ら最終処分場へ運搬する場合の記載方法について教えてください。

中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を自ら最終処分場などへ運搬する場合、その中間処理業者は収集運搬業の許可が必要です。併せてマニフェスト（二次マニフェスト）の交付も必要になります。したがって、運搬受託者の氏名又は名称欄に中間処理業者名を記載します。

【表 1】 日本標準産業大・中分類一覧（令和 6 年 4 月改訂予定）

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業 02 林業
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む)

大分類	中分類
I 卸売業・小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 繊維・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J 金融業・保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合(他に分類されないもの)
R サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業(別掲を除く) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務
S 公務(他に分類されるものを除く)	97 国家公務 98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

【注】公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う。

【表 2-1】 産業廃棄物の種類

業種	NO	産業廃棄物	
		種類	具体例
全ての業種が対象	1	廃プラスチック類	廃タイヤ、発泡スチロール、廃農業用フィルム等の全ての廃プラスチック類
	2	ゴムくず	天然のゴムくず(切断くずなど)
	3	金属くず	鉄くず、空き缶などの全ての金属くず
	4	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器くず、レンガなどのくず コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。
	5	がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片等の各種廃材
	6	燃え殻	焼却残灰、石炭がら等の焼却残渣
	7	汚泥	製造業、工場廃水等の処理後に残る泥状のもの
	8	廃油	鉱物性油及び動植物性油に係る全ての廃油、廃溶剤
	9	廃酸	廃硫酸、廃塩酸などの全ての酸性廃液
	10	廃アルカリ	廃ソーダ液などの全ての廃アルカリ性廃液
	11	鋳さい	電気炉からの残さい、廃鋳物砂
	12	ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん捕集ダスト
限定した業種が対象	13	紙くず	紙製品製造業、出版業等の紙くず、建設業(工作物の新築、改築又は除去)の紙くず(包装材、段ボール、壁紙くず等)
	14	木くず	木材・木製品製造業の木くず、建設業(工作物の新築、改築又は除去)の木くず(型枠、足場材等、内装・建具工事等残材、抜根、伐採材、解体木材等)、物品賃貸業の木くず、貨物の流通に使用したパレット(※)等
	15	繊維くず	繊維工業の天然繊維くず、建設業(工作物の新築、改築又は除去)の繊維くず(廃ウエス、縄、ロープ類等)
	16	動植物性残渣	食料品製造業、医薬品の製造業及び香料製造業の動植物性残渣
	17	動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場からの固形不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業からでる牛、豚等のふん尿又は死体
	19	動物の死体	
20	1～19までの産業廃棄物を処分するために処理したものでこれらの産業廃棄物に該当しないもの		

※貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む)については、業種の限定がありませんので注意してください。

【表 2 - 2】 特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類		性状及び具体例
廃油		産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類(引火点が70℃未満のもの)(タールピッチ類及びその他の廃油を除く) [関連事業]紡績、新聞、香料製造、医薬品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他
廃酸		水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の著しい腐食性を有する廃酸
廃アルカリ		水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の著しい腐食性を有する廃アルカリ [関連事業]カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他
感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれ、若しくはそのおそれのある産業廃棄物 (血液の付着した注射針、採血管など) [関連事業]病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他
特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油
	ポリ塩化ビフェニル汚染物	汚泥のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、紙くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの、木くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、繊維くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの、金属くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くずのうちポリ塩化ビフェニルが付着したもの、がれき類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの
	廃水銀等	①特定の施設において生じた廃水銀等 ②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材・断熱材、耐火被覆材、除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの
	その他の有害廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等の産業廃棄物で特定施設等から排出されるもので有害物質を判定基準を超えて含むもの [有害物質]アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類

【表3】 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	1.00
15	鋳さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

【註1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/立米)。

【註2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【註3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。